

# ●心身障害者の軽自動車税減免制度について

次の表に該当する心身障害者が、要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車（障害者1人につき1台に限る）の減免を受けることができます。

## 申請期限

平成28年 **5月31日（火）** まで

**要件** 次のいずれかに該当する場合

- 車両の所有者もしくは運転者が該当者本人又は、該当者と同一生計の方
- 該当者のみで構成される世帯が所有する車両で該当者を常時介護する方

## 申請場所

- ・神川町役場税務課

## 持参するもの

- ・「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者福祉保健手帳（自立支援医療受給者証）」※原本
- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・運転者の運転免許証
- ・納税通知書
- ※その他、必要な書類が生じる場合があります。
- ※普通自動車が減免されている方は対象外

※毎年申請が必要です

## 減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分	減免の対象となる障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級又は3級
体幹	1級から3級まで及び5級
聴覚	2級又は3級
視覚	1級から3級まで及び4級の1（4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12）
音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限りです。）
平衡感覚	3級
上肢	1級又は2級
下肢	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（上肢）	1級又は2級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（移動）	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。
療育手帳	A又はA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている人

※障害名が「左半身不随」の場合など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢○級、下肢○級など）を確認します。

# ●災害に対する減免について

火災や風水害などで固定資産課税台帳に登録されている固定資産に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて固定資産税を減免する制度が設けられています。

ただし、被災が軽微な場合には減免の対象にならないこともあります。

## 申請方法

減免を受けようとする方は、**納期限 7日前まで**に「減免申請書」に必要な事項を明記し、必要書類を添えて税務課へ提出してください。

## 税額軽減期間等

減免の期間は申請年度の課税分のみ、対象は納期限到来前の税額分となります。

各納期ごとの申請期限はお問い合わせください。

## 持参するもの

- ・罹災証明
- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・その他資料（写真等）



問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116

平成28年度

# 個人町民税・県民税のお知らせ

個人住民税（町民税・県民税）は前年（平成27年）中の所得により計算されています。平成28年1月1日に神川町に住んでいる方が、課税の対象です。

**町民税・県民税の納税通知書を郵送します！**

給与特別徴収の納税通知書は5月中旬に勤務先へ、普通徴収の納税通知書は6月上旬に納税義務者へ、郵送する予定です。

**申告書等の内容を確認し訂正しています！**

正しい課税を行うため、税務署に提出された申告書等の内容の確認を行い、次のような場合には、必要に応じて訂正を行います。

- ①扶養になれない方を扶養にしている
- ②その他の控除のうち、とれない控除をとっている
- ③申告書に計算誤りや記載の不備がある
- ④申告した給与や年金の金額と町に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額が異なっている

⑤その他、課税にすることにおいて申告書に何らかの訂正が必要な場合

**平成28年度（平成27年分）所得・課税証明書の交付は6月9日（木）からです！**

証明書を交付できる方は、次の①～④に該当する方です。

- ①町民税・県民税の申告をした方
  - ②所得税の確定申告をした方
  - ③給与支払報告書が勤務先から町へ報告されている方
  - ④年金の支払報告書が町へ報告されている方
- ※①～④に該当しない方は、町に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を交付することができません。内容によっては、課税証明書等の発行まで2か月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。収入がない方、ご家族の扶養になっている方も同様です。

**町民税・県民税の納付方法について！**

すので、ご注意ください。また、国民健康保険の加入者で、①～④以外の方や、ご家族の扶養になっていない方は、申告をすることにより国民健康保険税が軽減される場合がありますので忘れずに申告をお願いします。

## ◎普通徴収

自営業などの方が、個人で納める方法です。

6月、8月、10月、翌年1月の年4回に分けて納付書または口座振替により納める方法です。（コンビニエンスストアでも納付できます。）

## ◎給与からの特別徴収

毎月の給与（年12回）から、勤務先が個人の住民税を天引きし、納税する方法です。

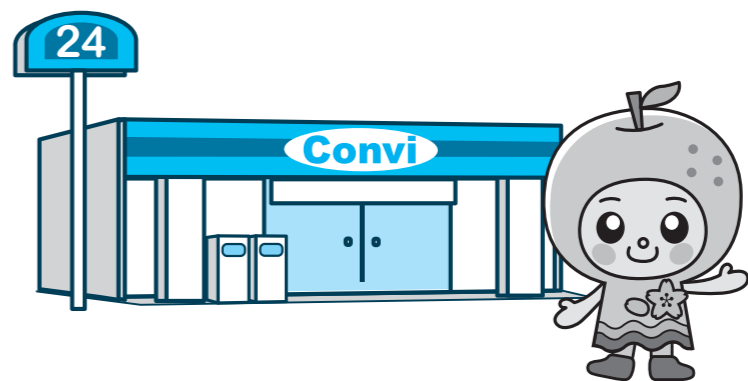
## ◎年金からの特別徴収

原則、4月1日に65歳以上で一定の要件を満たす人が対象となります。

昨年度から引き続き平成28年度も対象となる人は、平成27年

度に通知済の仮特別徴収税額が4月、6月、8月に年金から天引きになります。

コンビニでも納付できます。



問合せ  
税務課町民税担当  
☎0495-77-2116